

社養協発第 2014 - 48 号

精養協発第 2014 - 26 号

平成 26 年 7 月 25 日

衆議院

文部科学委員会委員 40 名

厚生労働委員会委員 44 名

参議院

文教科学委員会委員 19 名

厚生労働委員会委員 25 名

計 128 名の議員に発出

一般社団法人日本社会福祉士養成校協会
会長 長谷川 匡俊

公印

一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会
会長 石川 到覚

公印

内閣府「子どもの貧困対策会議」における大綱作成にかかる
スクールソーシャルワーカーの配置促進・拡大と予算確保について（お願い）

平素より社会福祉士及び精神保健福祉士の養成教育にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、私どもは、我が国のソーシャルワーカーの国家資格である社会福祉士及び精神保健福祉士養成を行う大学等延べ約 400 校をとりまとめる社団法人として、これまで両資格養成課程の教育内容の質向上に努めて参りました。

今般、内閣府の「子どもの貧困対策会議」で検討している子どもの貧困対策に関する大綱を、本年 8 月以降に閣議決定するとの報道がなされておりますが、内閣府においてこれまで計 4 回開催されました「子どもの貧困対策に関する検討会」（以下、「検討会」という。）では、この大綱に盛り込むべき事項として、スクールソーシャルワーカーの配置の拡充と、配置にかかる予算の優先的投入の必要性について指摘しております。

私どもは、平成 20 年度に文部科学省が予算事業として始めた「スクールソーシャルワーカー活用事業」に着目し、当時よりスクールソーシャルワーカー養成に必要な教育内容の研究を行い、両協会が定めた規程に基づくスクールソーシャルワーク教育課程を社会福祉士と精神保健福祉士養成課程に付加して設置す

る大学等を認定する事業『スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業』(別添参考資料1)を平成21年度より開始しました。現在、全国でスクールソーシャルワーク教育課程の認定を受けた31校(1学年定員総数455名)において、より実践力が高く学校教育現場や課題を抱える子どものニーズに即した対応ができるスクールソーシャルワーカーの養成に取り組んでおります。

子どもの貧困対策を考えるうえで、小中高等学校等の教育機関にスクールソーシャルワーカーを適切に配置することは必要不可欠です。私どもが定めるスクールソーシャルワーク教育課程認定事業にかかる規程(別添参考資料2)において、スクールソーシャルワーカーは『スクール(学校)ソーシャルワークの基本は、児童生徒の発達権・学習権を保障し、貧困の連鎖、社会的排除を是正し、一人ひとりの発達の可能性を信頼し、多様な社会生活の場において、とりわけ学校生活を充実させ、児童生徒とその家庭の自己実現を図るために、人と環境の関わりに介入して支援を行う営みである。』と定義しており、検討会が大綱に盛り込むべき事項(案)で指摘している「教育現場と福祉サービス、地域資源を円滑につなぐ」観点からも、つなぐ先やつなぎ方の知識・技術を身につけた実践力のある社会福祉士と精神保健福祉士有資格者をスクールソーシャルワーカーとして配置・拡充することが、小中高校等の教育職員が教育者として本来業務に専心することをサポートすることに加え、検討会において指摘されている事項の実効性を高めるうえでも極めて有効であると考えております。

また、スクールソーシャルワーカーの業務は、子どもの生活・家庭環境にかかる経済状況や人間関係の調整、子どもが学校や家庭・地域で安心して学習する機会を保障されるために必要となる制度・社会資源を活用するために、学外の行政機関や関係者・団体等の多様な職種・機関との協議や交渉など、多くの時間と多くの移動を要とする専門的業務であり、主として一定時間内に室内で行われるカウンセリングや診療などとは業務構造が異なります。

しかしながら、スクールソーシャルワーカーを取り巻く現状を見ると、カウンセラーと同様に1日数時間の非常勤雇用契約を前提に予算が積算され、不安定な雇用形態(非常勤・賃金)であること、スクールソーシャルワーカーの活用が自治体の意向や財政事情等により全国でかなりのばらつきがあること、社会福祉士や精神保健福祉士といったソーシャルワーク専門職を配置せず、警察OBや教員OBが採用される例も少なくないことなどが要因となり、社会福祉士等国家資格を取得し、かつスクールソーシャルワーカー教育課程を修了してスクールソーシャルワーカーの職を希望しても、待遇・労働条件等が折り合わずに忌避され、せっかくの優秀な人材が他に流出する例が多くあります。

一方、例えば生活困窮者自立支援法に基づき厚生労働省が行う施策などは、子どもの貧困対策と極めて密接に関係しますが、厚生労働省社会・援護局が公開し

ている資料『生活困窮者自立支援法の円滑な施行に向けて』(H26年6月)などをみると、大まかな制度のスキームとともに全省庁的な取り組みへの配慮を訴えてはおりますが、具体的に文部科学省をはじめとする教育行政機関等との連携や協働はイメージしにくいものとなっております。

今般、子どもの貧困対策大綱を閣議決定するにあたり、緊急に対応する必要がある子どもの貧困対策について、その実効性を高める観点からも、貴殿におかれましては、子どもの貧困対策大綱に、スクールソーシャルワーカーの配置・拡充・必要な予算措置を講じる旨の明記と以下の要望事項につきまして、特段のご協力を賜りますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

本来ならば拝眉の上、お願い申し上げるべきところではございますが、書中をもって失礼ながら謹んでお願い申し上げます。

記

1. 緊急に対応する必要がある子どもの貧困対策について、子どもの貧困解消の実効性を高める観点から、子どもの貧困対策大綱にスクールソーシャルワーカーを学校単位で配置・拡充することと、そのために必要な予算措置を講じる旨が明記されるよう、ご提案ください。
2. スクールソーシャルワーカーの配置要件を、原則として社会福祉士及び精神保健福祉士の福祉専門職とし、文部科学省の平成27年度予算要求においては、スクールソーシャルワーカーの配置数を拡充し、常勤採用などのために必要な額を要求されるよう、また、その旨を予算(案)主要項目に明記するよう、働きかけてください。
3. 子どもの貧困を可及的速やかに解消するため、生活困窮者自立支援法に基づく施策を行う厚生労働省をはじめ関係省庁・部局に働きかけるなど、全省庁が有機的に連携・協働されるよう働きかけてください。

以上

本件に関するお問い合わせ

一般社団法人日本社会福祉士養成校協会
担当：事務局次長 小森敦 / 企画係長 木下めぐみ
〒108-0075 東京都港区港南 4-7-8 都漁連水産会館 6階
電話：03-5495-7242 FAX：03-5495-7219
E-mail：office@jascsw.jp